

戸籍上の氏名の変更

氏と名で要件に違い

氏（姓）と名は個人を特定し、識別する呼称として重要な機能をもっており、氏名の変更は社会生活に及ぼす影響が大きいため、軽々しく変更することは許されません。とくに氏は、夫と妻、親と未成年の子で共通の呼称であることから、個人の呼称である名と比べても変更の影響が大きいです。



氏の変更について戸籍法 107 条 1 項は、やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないとしています。家庭裁判所の許可を得て市区町村へ届出をすれば、同一戸籍の者全員の氏が変更されます。

やむを得ない事由としては、個人的に氏が気に入らないというような主観的理由では足りず、現在の氏の使用を継続を強制することが社会通念上甚だしく不当だと認められるだけの客観的理由が必要になります。珍奇または難解、難読であるために実生活に著しい支障をきたすような場合がその典型ですが、極めて稀なケースとして元暴力団員であることが氏名とともに周知されてしまった男性が社会復帰に支障があることを理由として氏の変更の許可を求め認められたという実例があります（宮崎家裁平成8・8・5）。

名の変更について戸籍法 107 条の 2 は、正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないとしています。氏よりも比較的緩やかな要件により変更が可能といえますが、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望のような主観的理由のみでは正当な事由には当たらず、名を変更しないと社会生活において支障を来すといえるだけの客観的理由が必要になります。

正当な事由を判断するのに考慮される事情としては、営業上の目的から襲名すること、近隣や親族に同姓同名の者がいて社会生活上支障があること、神官もしくは僧侶となり、またはこれを辞めるために改名すること、珍奇な名、外国人と紛らわしい名または難解、難読の文字を用いた名等で社会生活上甚だしく支障があること、帰化した者で日本風の名に改める必要があること、通称として永年使用しており戸籍上の名より一般化していること、性別を誤認されやすい名であることなどが挙げられます。